都内事業所における適正管理化学物質の環境への 排出量等について [2022(令和4)年度実績]

東京都では、2001(平成13)年10月から環境確保条例に基づき、人の健康に影響を 及ぼすおそれのある化学物質(適正管理化学物質59物質)について、区市と連携し ながら、事業者による管理の適正化、環境への排出の抑制、事故災害の未然防止等の 確保を図っています。

このほど、条例の対象となる事業者から 2022(令和4)年度に報告された適正管理 化学物質の排出量(2022(令和4)年度実績)等について取りまとめました。

く排出量の集計結果のポイント>

1 経年的な排出量の推移

2022(令和4)年度の年間排出量は1,722トンで、前年度と比べ11%(215トン)減少しました。条例施行後に最も排出量が多かった2002(平成14)年度と比べると78%(6,244トン)減少しており、減少傾向は続いています(図1参照)。

2 報告事業所数

2022(令和4)年度の報告事業所数は1,931件で、前年度と比べ3.1%(61件)減少しました。報告事業所数が2004(平成16)年に3,000件を超えた以降は一貫して減少しています(図4参照)。

3 物質別の排出状況

排出量上位の5物質はトリクロロエチレン、トルエン、酢酸エチル、酢酸ブチル、とキシレン(前年度6位)です。第1位のトリクロロエチレンは前年度比で2.5%(8トン)増加でしたが、第2位のトルエンは15%(44トン)、第3位の酢酸エチルは16%(40トン)と減少しました(図6参照)。

4 業種別の排出状況

排出量上位の5業種について、金属製品製造業(前年度6位)が前年度比で49%(48トン)の増加により、第5位となりました。また第1位の輸送用機械器具製造業は10%(43 トン)、第2位の印刷業は38%(23 トン)、第3位の金属製品塗装業は3%(4.5 トン)とそれぞれ前年度比で減少しました。(図7参照)。

【問合せ先】

東京都環境局環境改善部化学物質対策課電話 03-5388-3503(直通)

適正管理化学物質の排出量の集計結果 [2022(令和4)年度実績]

(1) 都内における環境への排出量の推移

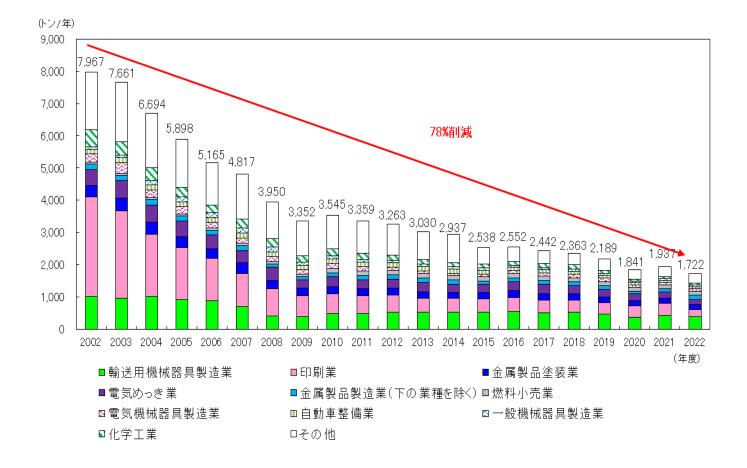


図1 環境への排出量の推移

● 報告のあった全事業所の 2022(令和4)年度の環境への排出量は 1,722 トンで、前年度に 比べて 11%(215 トン)減少した。

経年的にみると、2002(平成 14)年度以降、減少傾向が続いており、過去最大であった 2002(平成 14)年度の 7,967 トンに比べて 78% (6,045 トン)減少している。

● 適正管理化学物質の排出量は、光化学オキシダントや PM2.5 の原因物質の一つである V0C*(揮発性有機化合物)の大気への排出がほとんどを占めており、更なる削減に向けて対策を講じていく必要がある(図2)。

※ VOC とは

蒸発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称で、光化学スモッグやPM2.5の生成原因の一つとされている。

図6、図7に示す物質は、いずれもVOCである。

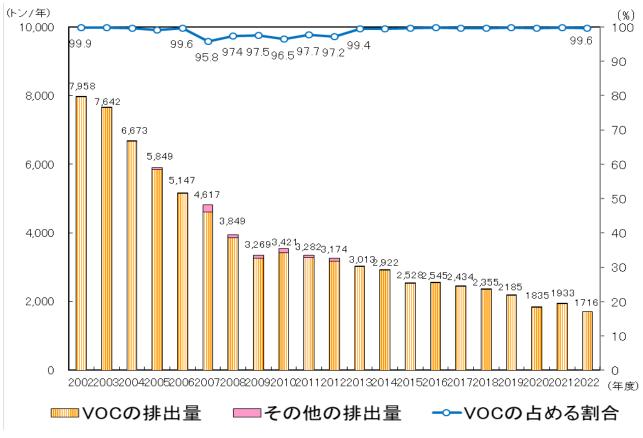


図2 排出量全体に占める VOC の割合

● 2022(令和4)年度の排出量の内訳を見ると、業種別では輸送用機械器具製造業と印刷業が多く、それぞれ22%(384トン)、13%(232トン)を占めている。2002(平成14)年度からの減少は、印刷業が92%(2,857トン)と最も大きい(図1、図3、図7)。

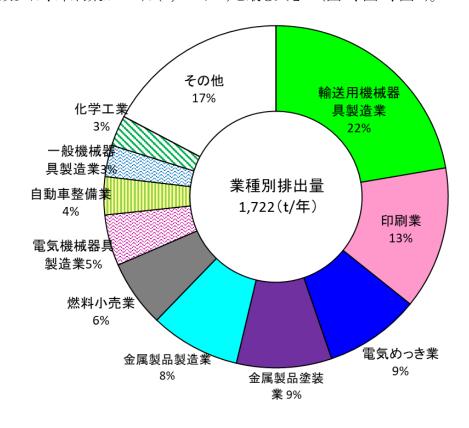


図3 業種別排出量の割合

■ 報告事業所数は 2004(平成 16)年に 3,000 件を超えたものの、以降は一貫して減少している。2022(令和4)年度の報告事業所数は 1,931 件で、前年度と比べて 3.1%(61件)減少した(図4参照)。

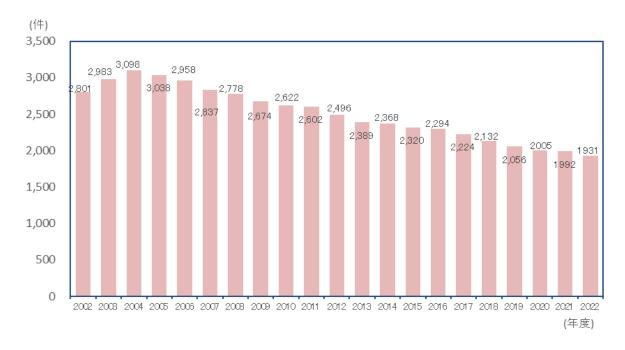


図 4 報告事業所件数の推移

- 2022(令和4)年度の報告事業所総数のうち、燃料小売業が 43%(821 件)を占めているが、全排出量に占める割合は6%(108 トン)にすぎない(図3、図5)。
- 報告事業所数では輸送用機械器具製造業は1%(22件)、印刷業は2%(39件)
 (図5の「その他」に含まれる。)にすぎないが、この2業種で全排出量の36%
 (616トン)を占めている(図3、図5)。

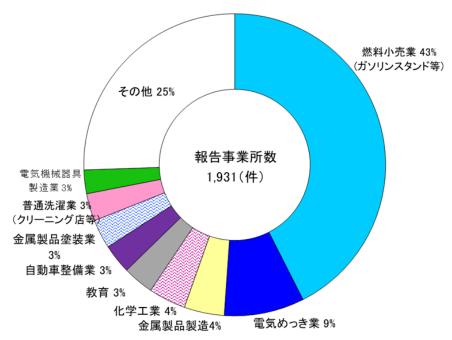
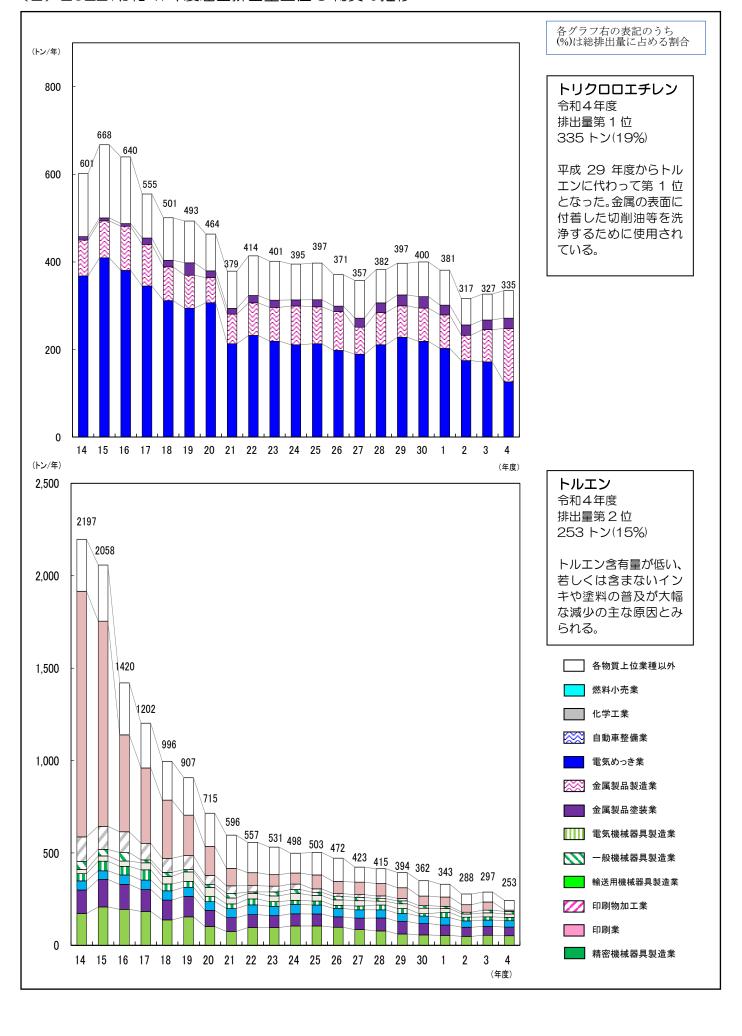


図5 業種別報告件数の割合



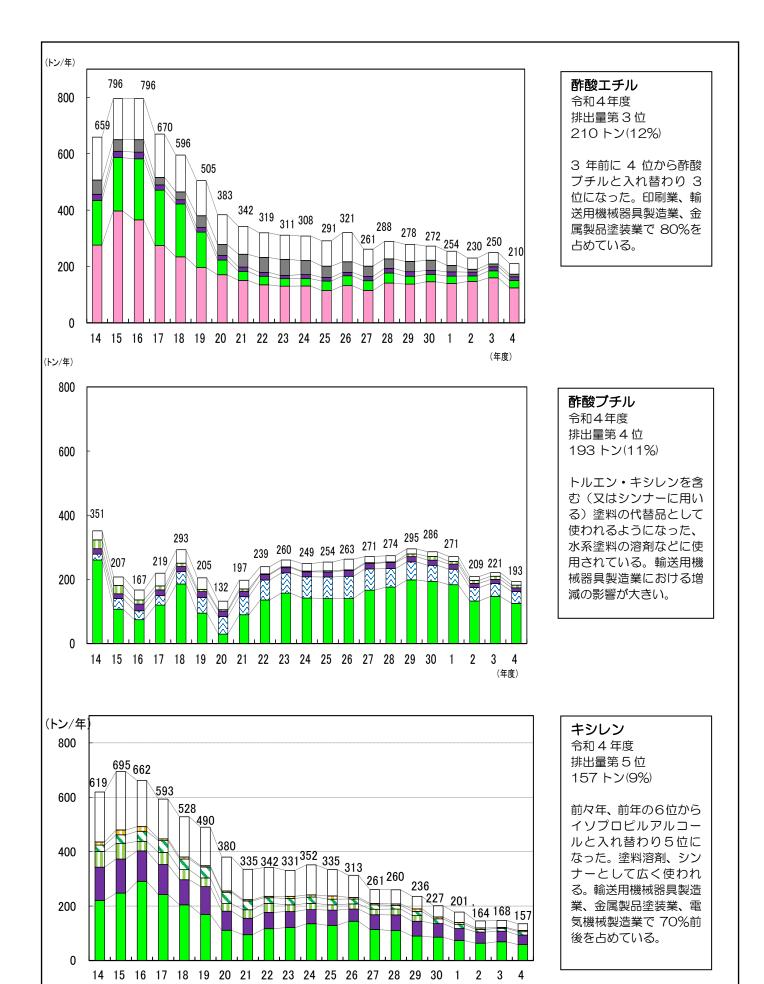


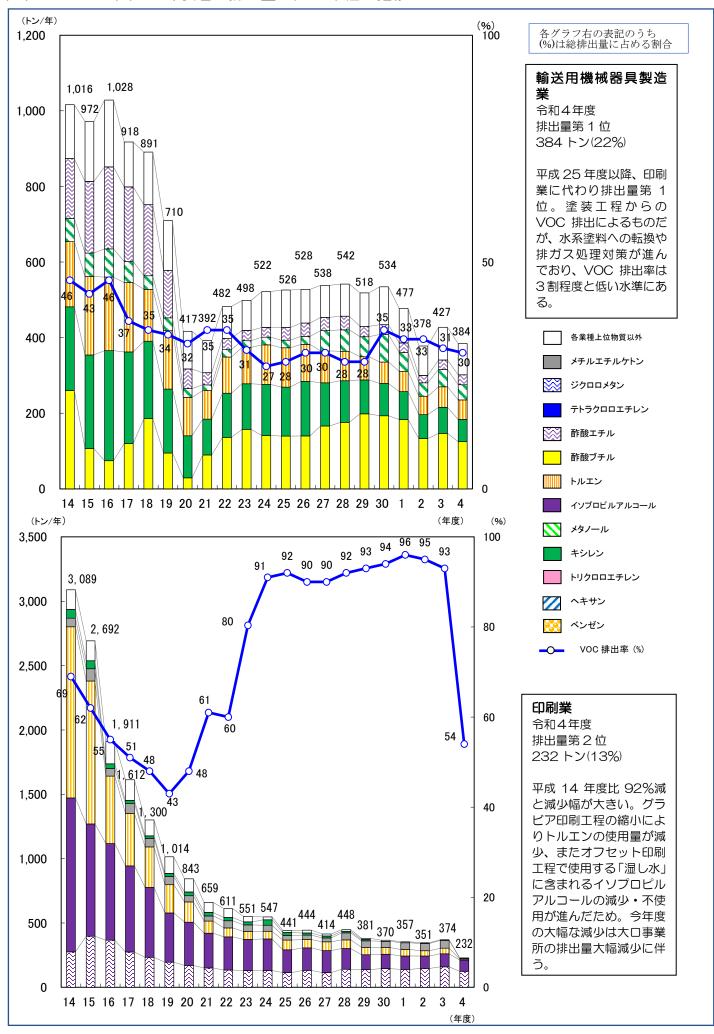
図 6 排出量の多い上位 5 物質の排出量の推移

(年度)

表 1 環境への排出量の多い物質の主な用途

物質	主な用途	
トリクロロエチレン (※)	金属脱脂洗浄剤、抽出剤	
トルエン	塗料、シンナーの成分、印刷用インキ、ガソリン中の成分	
酢酸エチル	印刷用インキ、塗料、接着剤、医薬品原料	
酢酸ブチル	印刷用インキ、塗料、ラッカー用溶剤	
イソプロピルアルコール	印刷等に使用する溶剤、消毒、洗浄	
キシレン	塗料、医薬品原料、ガソリン中の成分	
メチルエチルケトン	塗料、ラッカー用溶剤、印刷用インキ、合成樹脂原料	
メタノール	消毒、溶剤、溶媒	
ヘキサン	ガソリン中の成分、接着剤、塗料、印刷用インキ等溶剤	
ジクロロメタン (※)	木材防腐剤、金属脱脂洗浄剤、インキ洗浄剤	
テトラクロロエチレン (※)	ドライクリーニング溶剤、金属脱脂洗浄剤	

^(※) 大気環境基準が設定されている。これら以外には、ベンゼンも大気環境基準が設定されている。



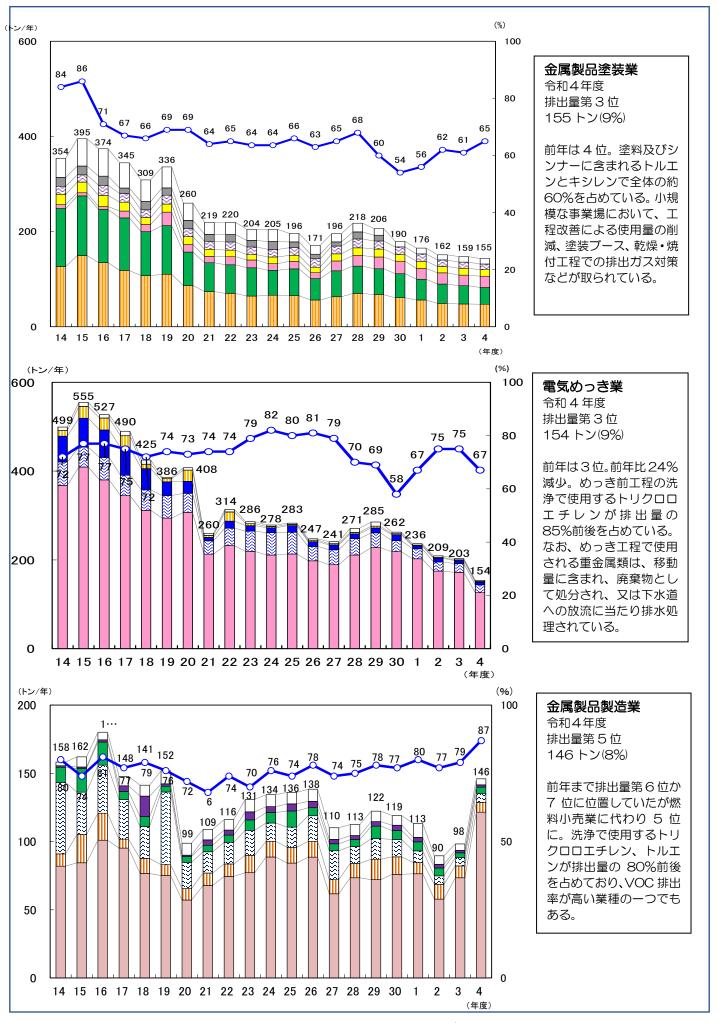


図7 排出量の多い上位5業種の排出量及びVOC排出率の推移

● 排出量上位 5 業種の VOC 排出率の推移

全体の傾向と同様、VOC は環境への排出量(大気への排出)のほとんどを占めている。図7には各業種別のVOC排出率*のこれまでの推移も併せて掲載した。

※ VOC 排出率

VOC 使用量に対する VOC 排出量の比率であり、次の式により求める。使用した VOC がどれ位の割合で環境中に排出されたかが分かる。

VOC 排出率(%)=VOC 排出量÷VOC 使用量×100

VOC の大部分が原料として製品に移行する化学工業、燃料小売業では、VOC 排出率はゼロに近い程度に低い。それ以外の業種では、VOC の揮発しやすい性質を必要とする作業工程で使用しているため、VOC 排出率は必然的に高くなる。

(4) 事業所規模別の排出量の推移

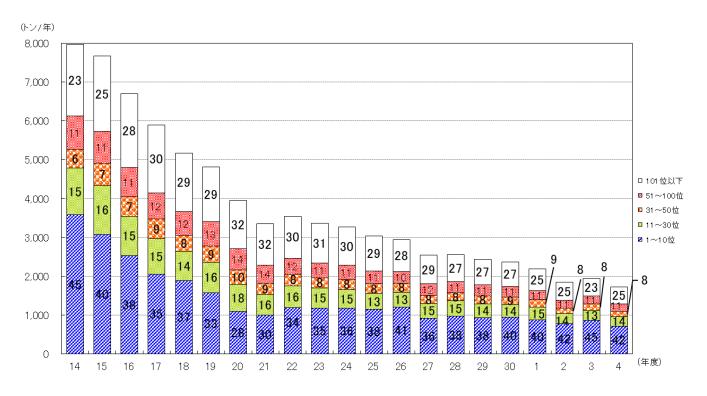


図8 排出量順位別の排出量の推移

● 排出量順位別の各区分の全排出量に占める割合は、前年度と比較すると上位 10 社の割合が小さくなり、101 位以下の区分の割合が小さくなった。排出量の減少 幅が大きかった制度開始から 2009(平成 21)年頃にかけては上位 10 社の割合が小 さくなり、101 位以下の区分の割合が大きくなる傾向がみられたが、近年は制度 開始の頃の構成比に徐々に近づいてきている。

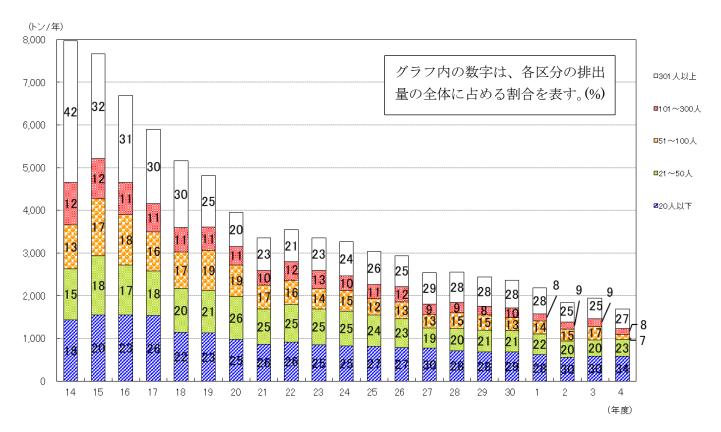


図9 従業員数規模別の排出量の推移

● 2002(平成 14)年度と 2022(令和4)年度を比較すると規模が大きい順に排出量の減少率も高い。2002(平成 14)度から 2007(平成 19)年度までは、大規模事業所の排出量が全体に占める割合が大きく、301 人以上の事業所からの排出量が最大であったが、2008(平成 20)年度以降は規模の小さい事業所からの排出量の割合も大きい傾向にある。

参考資料

東京都における化学物質管理に関する制度

都は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく<u>化学物質適正管理制度</u>と国が全国一律に実施している「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく PRTR 制度の二つの制度により、化学物質の排出量等の把握と適正管理を進めている。

化学物質適正管理制度と PRTR 制度の比較

	化学物質適正管理制度(都条例)	PRTR 制度(法律)
制度施行開始	2001 (平成 13) 年 10 月	2001(平成 13)年4月 (2010(平成 22)年4月改正施行) (2023(令和5)年4月改正施行)
対象物質 の着眼点	性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる物質として指定したもので、条例による濃度規制の対象物質にもなっているもの 59種類	人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する物質として指定されたもの515種類
報告対象	年間取扱量 100kg 以上の工場及び指定作業場従業員数の規模要件は無し	年間取扱量1トン以上の製造業等24業種の事業所従業員数21人以上
把握及び 報告内容	5項目 ・ 使用量 ・ 製造量 ・ 製品としての出荷量 ・ 環境への排出量 ・ 事業所外(廃棄物・下水道)への 移動量	2項目・ 環境への排出量・ 事業所外(廃棄物・下水道)への 移動量
報告件数	1,931件	1,005件
環境への 排出量 〔2022(令和4)年度〕	合計 1,722 トン (前年度比 215 トン減少)	合計 1,206 トン (前年度比 208 トン減少)